

衆議院文部科学委員会ニュース

【第198回国会】平成31年3月22日（金）、第5回の委員会が開かれました。

- 1 大学等における修学の支援に関する法律案（内閣提出第21号）
学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）
- ・柴山文部科学大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
- （参考人）独立行政法人日本学生支援機構理事長代理 大木高仁君
（質疑者）村上史好君（立憲）、川内博史君（立憲）、牧義夫君（国民）、畑野君枝君（共産）、杉本和巳君（維新）、吉川元君（社民）、笠浩史君（未来）、鰐淵洋子君（公明）、馳浩君（自民）

（質疑者及び主な質疑事項）

村上史好君（立憲）

- （1） 東京福祉大学において多数の留学生が所在不明となっている事案
- ア 文部科学省が同事案について3年前から把握していたにもかかわらず対応しなかった理由
 - イ 文部科学省が学校法人の管理監督責任者として徹底調査を行う必要性に対する柴山文部科学大臣の見解
 - ウ 複数の政治家が同大学理事に就任していることを文部科学省が把握していることの確認及び現職の副大臣が就任していることの是非
 - エ 真相究明に向けた柴山文部科学大臣の決意
- （2） 「大学等における修学の支援に関する法律案」
- ア 消費税率の引上げを前提とした施行日が不確定となり、対象となる学生及び生徒に不安感を与えてしまうことについての柴山文部科学大臣の見解
 - イ 消費税率の引上げが行われなかった場合における本法律案の実施の有無
 - ウ 消費税率の引上げが困難な経済状況下ではむしろ本法律案による支援の必要性は高まることが想定され、施行されないことは不合理であることに対する柴山文部科学大臣の見解
 - エ 本法律案が少子化対策となることの根拠
 - オ 支援の対象範囲
 - a 真に支援が必要な低所得者世帯の者という要件の「真に」の意味
 - b すべての低所得者世帯の者を対象としなかった理由
 - カ 段階的な支援に関し、対象範囲を定める上で基準となる年収目安額の決定に係る合理的理由
 - キ 成績不良により支援打ち切りとなった場合、過去に享受した授業料等減免及び学資支給金に係る費用まで遡って返済する義務の有無

川内博史君（立憲）

- （1） 「大学等における修学の支援に関する法律案」
- ア 「高等教育の無償化」の一環としての法律案であることの確認
 - イ 提案理由説明において本法律案が「高等教育の無償化」の一環であることに言及しなかった理由
 - ウ 参議院における提案理由説明に「高等教育の無償化の一環」との文言を入れる必要性
 - エ 低所得者世帯の大学進学率について、現状の4割から8割に上昇させる期限
 - オ 大学進学率の向上に向けた工程表の有無
 - カ 本法律案の所要額
 - a 残余が出た場合の対応
 - b 所要額を定めた関係閣僚会合への財務大臣の出席の有無
 - キ 有利子奨学金を無利子化するための措置

- a 現在の経済情勢等を踏まえた所要額
 - b 文部科学大臣として積極的に検討すると発言する必要性
- (2) 安倍内閣総理大臣の施政方針演説におけるひとり親家庭の大学進学率の上昇に係る記述
- ア 児童扶養手当の増額及び給付型奨学金の創設との因果関係が存在しないことの確認
 - イ 児童扶養手当の増額等の施策と因果関係があるかのような誤解を招く表現を含む英語訳を改める必要性

牧義夫君（国民）

- (1) 高等教育を受ける意義についての柴山文部科学大臣の見解
- (2) 「大学等における修学の支援に関する法律案」における支援策により期待される出生率及び大学等進学率の向上見込み
- (3) 大学等進学率
- ア 出身地域、保護者の所得・学歴による格差の現状
 - イ 非大卒の両親を持つ子供に係る進学率を改善させる施策の必要性
- (4) 社会人となって学び直しをする者及び中間所得層に対する修学支援の必要性
- (5) 「大学等における修学の支援に関する法律案」
- ア 授業料等減免の費用負担者
 - イ 授業料等減免の対象外となる大学等の今後の増加見込み及び該当大学等の周知時期
- (6) 大学の学部ごとに定員充足率が異なることを踏まえた今後の定員設定の在り方
- (7) 日本学生支援機構が実施する奨学金制度
- ア 同機構が保証人の分別の利益に係る説明を怠ってきたことに対する文部科学省からの指導及び改善状況
 - イ 保証人及び機関保証による奨学金の返還状況
 - ウ 無利子奨学金や給付型奨学金の拡充の必要性
- (8) 大学教員や研究者の雇用の安定性を保障する必要性

畑野君枝君（共産）

- (1) 国際人権規約A規約にある「漸進的無償化」
- ア 具体的な内容
 - イ 無償化の対象となる費用に係る社会権規約委員会の意見
 - ウ 政府が遵守する必要性
- (2) 大学等の学費
- ア 家計にとって重い負担となっている現状についての柴山文部科学大臣の認識
 - イ 授業料の値下げを検討する必要性
- (3) 「大学等における修学の支援に関する法律案」
- ア 支援の対象とならない中間所得層に対する負担軽減の必要性
 - イ 授業料等減免の導入により、各大学が現に実施している授業料減免に係る国からの補助への影響
 - ウ 各大学が現在実施している授業料減免の対象となるが、本法律案による修学支援としての授業料等減免の対象とならない者への対応
 - エ 実務経験のある教員による授業科目を一定数以上配置することを、授業料等減免を行う機関要件の1つとした理由
 - オ 機関要件の1つである外部人材の理事登用に関し、国立大学法人法及び私立学校法においては登用について「当該法人の役員又は職員でない者」としか規定していない理由
 - カ 授業料等減免に係る個人要件及び機関要件を定める文部科学省令が今後改正される可能性

杉本和巳君（維新）

- (1) いじめ問題
 - ア いじめ問題を専門的に扱う大学の学部・学科の我が国における設置状況
 - イ 我が国の大学における米国のいじめ防止対策プログラムを対象とした教育研究等の導入状況
- (2) リカレント教育の普及発展の現状認識及び今後の展開についての文部科学省の認識
- (3) 3月20日の参考人質疑における小林参考人の発言
 - ア 「より精緻な給付額の設定」のために必要なマイナンバー普及啓発に関する文部科学省の取組
 - イ 「情報ギャップの拡大」への対応策
- (4) 大学の財力に関する国際比較についての文部科学省の認識
- (5) 私立大学における経営監査の現状認識及び今後の文部科学省の指導監督の在り方

吉川元君（社民）

「大学等における修学の支援に関する法律案」

- ア 本法律案の目的
 - a 本法律案に規定されている少子化対策と従来の「高等教育の無償化」との関係についての柴山文部科学大臣の見解
 - b 少子化が解消された後の制度変更の可能性についての柴山文部科学大臣の見解
- イ 修学支援の対象拡大の可能性についての柴山文部科学大臣の見解
- ウ 大学が独自に実施している授業料減免措置への予算措置を今後も継続することについての柴山文部科学大臣の決意
- エ 修学支援制度の拡充と消費税率の引上げの関係性についての文部科学省の認識
- オ 大学の授業料引下げのための国立大学法人運営費交付金及び私学助成の拡充の必要性
- カ 中間所得世帯の高等教育の負担軽減の必要性
- キ 支援対象大学の要件
 - a 本法律案における支援対象大学の位置付けと教育基本法及び学校教育法に定める大学の位置付けとの関係性についての文部科学省の見解
 - b 機関要件に実務家教員による授業科目や理事の外部人材割合を規定することが教育基本法に抵触する可能性
 - c 大学の方針等により実務家教員を置かない場合でも支援対象となる可能性
- ク 支援対象者の要件における成績と学習意欲の解釈についての文部科学省の見解

笠浩史君（未来）

「大学等における修学の支援に関する法律案」

- ア 国際人権規約A規約にある「漸進的無償化」の留保撤回後、我が国が負う義務についての柴山文部科学大臣の認識
- イ 法律成立後の「高等教育の無償化」の進展に対する柴山文部科学大臣の決意
- ウ 本法律案の提案理由に柴山文部科学大臣の「高等教育の無償化」への決意を盛り込む必要性
- エ 本法律案第1条で定める目的と対象となる教育機関との関係性
- オ 育成すべき人材に対する柴山文部科学大臣の見解
- カ 修学支援の対象となるための個人要件及び機関要件
 - a 政省令制定のスケジュール
 - b 本法律案成立後、速やかに要件を定め、関係者への周知を徹底する必要性

- c 機関要件を満たすことができない大学等の有無
- d 機関要件と本法律案第1条で定める目的との関係性
- e 機関要件を検討するに当たり大学と専門学校を一律に取り扱うことの妥当性
- f 機関要件に関するガイドラインについて都道府県や学校等の関係者に対し速やかに周知を行う必要性
- キ 消費税を財源とした修学支援関係予算の在り方
 - a 平成32年度予算において確保される予定の修学支援関係予算7,600億円と実際の必要額との差額の使途
 - b 差額を無利子奨学金の拡充や返済者への支援のために使用することの可否

鰐淵洋子君（公明）

「大学等における修学の支援に関する法律案」

- ア 本法律案の意義及び国民への理解を得るための文部科学省の取組
- イ 法律の成立に向けた柴山文部科学大臣の決意
- ウ 児童養護施設入所者をはじめとした本法律案による支援を必要とする人々への周知に向けた具体的な取組
- エ 個人要件
 - a 多子世帯に対する家計基準への配慮の必要性
 - b 評定平均値等の成績要件を設けないことの確認
 - c 学習意欲や進学目的を確認する主体
- オ 機関要件
 - a 実務経験のある教員の定義及び当該教員の配置が馴染まない学部への配慮の必要性
 - b 大学等の説明により実務経験のある教員の配置に対する配慮が行われることの確認
 - c 対象となる高等教育機関数
 - d 大学と同様の要件を課すことが不適切であると考えられる私立専門学校等への配慮の必要性

馳浩君（自民）

（1） 「大学等における修学の支援に関する法律案」

- ア 本法律案による「高等教育の無償化」の政策的位置付け
- イ 消費税以外の財源の検討状況
- ウ 教育政策を行うに当たり必要となる財源を文部科学省が確保する努力を怠った理由
- エ 今後高等教育への支援策を検討するに当たり文部科学省が自ら財源を確保する考えの有無
- オ 財源論に関する十分な検討の必要性についての文部科学省の見解
- カ 想定される支援対象者数及び必要経費の総額とその内訳
- キ 給付型奨学金における成績要件の有無
- ク 支援対象者が各高等学校から最低でも1名採用されることの確認
- ケ 高等学校における進路指導において生徒の進学意欲を確認する必要性
- コ 機関要件の詳細を公表する時期
- サ 経営に問題のある大学
 - a 定義及び現時点において該当する大学数
 - b 平成24年における田中文部科学大臣（当時）による大学設置不認可問題に対する文部科学省の認識
 - c 認証評価制度による事後チェックが十分に機能しなかったことが大学を乱立させたという認識の有無

- d 認証評価により不適合と判定されたことが大学の撤退に係る勧告につながった事例の有無
- e 18歳人口が最も多かった平成4年及び18歳人口が減少し始めた平成30年における大学数
- f 認証評価制度を納税者たる国民に評価される制度にする必要性
- シ オーストラリアのHECS制度（いわゆる「学費後払制度」）
 - a 理念及び概要
 - b 我が国に導入する際の課題
- (2) 「学校教育法等の一部を改正する法律案」
 - ア 監事の選任を監査される側である理事長以外が行う必要性
 - イ 国立大学における一法人複数大学制度の推進策としてのインセンティブ
 - ウ 国公立の設置形態の枠組みを超えた連携統合の仕組みの必要性